

岡山市広告掲載要綱

(平成21年2月19日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産への広告の掲載又は掲出を通じて、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることに關して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のウェブページ

ウ 市有施設

エ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 局 岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）第3条の局及び室、区役所、会計管理室、消防局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局をいう。

(広告媒体の決定)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する局の長（以下「所管局長」という。）が定める。

2 前項の規定にかかわらず、財政局長は、所管局長と協議して広告媒体を定めることができる。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に關係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものの、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに、所管局長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管局長が定める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 所管局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、岡山市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、財政局財務部長とし、副委員長は、財産活用マネジメント推進課長とする。委員は、広報広聴課長、人権推進課長、生活安全課消費生活センター所長、地域子育

て支援課長及び産業振興・雇用推進課長並びに教育委員会指導課人権教育担当課長とする。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

(審査付議省略要件)

第10条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により定める基準に適合し、かつ次の各号のいずれかに該当する広告は、審査会への付議を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体等が広告主であるもの
- (2) 公共団体が出資又は出捐している団体が実施する事業の内容等を広告するもの
- (3) テレビ放送事業者が番組を宣伝するもの又は金融機関が事業内容を紹介するもの
- (4) 既にテレビ放送又は新聞で広告されているものと同じ内容のもの

(会議)

第11条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、財政局財務部財産活用マネジメント推進課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降に掲載を行うものについて適用し、施行日前に募集を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。